

株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成20年11月4日

株主および質権者の皆様へ

大阪市中央区瓦町三丁目1番4号
株式会社トーア紡コーポレーション
代表取締役 谷 賀寿則

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、「決済合理化法」といいます。）の施行にあたり、同法附則第8条第1項に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座の開設および記録を行うための通知

当社は、決済合理化法の施行日における同法附則第8条第1項第1号に定める通知対象株主等について、同法の施行日以後、遅滞なく、同法附則第8条第5項各号に定める事項を特定振替機関（株式会社証券保管振替機構）に対し通知いたします。

2. 特別口座を開設する口座管理機関

当社は、決済合理化法附則第8条第4項前段に定める口座の開設の申出を次の口座管理機関に行い、特別口座を開設いたします。

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

以 上

(注) 「特別口座」とは、株券電子化に伴い、株式会社証券保管振替機構に預託されていない株券について、株主の権利を確保するために、発行会社（当社）が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。

公告の中断についての追加公告

1. 公告中断日時

平成20年11月17日 午前1時00分頃から午前5時00分頃まで

2. 公告中断事由

公告掲載時間において、サーバのメンテナンスのため公告の中断が生じました。